

鳥取県告示第 164 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

事業主体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
大山町	基盤整備促進事業 松河原地区 農道整備	平成13年3月23日